

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第二条第二号等に規定する引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十六号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第四条第四項第八号及び第百十一条第一項第六号の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第四項第八号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現金自動支払機 二 現金自動預金機 三 現金自動預入払出兼用機 四 その他中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第九条の八第一項各号及び第二項第一号から第五号までに掲げる事業（法第九条の九第一項第一号及び第二号並びに同条第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事業を含む。）の全部又は一部を行う機械 <p>（届出を要しない施設の設置等に係る事業）</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、第四条第四項第八号及び第百十一条第一項第六号の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行令第二条第二号等に規定する引当金等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第四項第八号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現金自動支払機 二 現金自動預金機 三 現金自動預入払出兼用機 四 その他中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第九条の八第一項各号及び第二項第一号から第五号までに掲げる事業（同法第九条の九第一項第一号及び第二号並びに第五項の規定により行う法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事業を含む。）の全部又は一部を行う機械 <p>（届出を要しない施設の設置等に係る事業）</p>

第二条 規則第百十一条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、法第九条の八第二項第十三号に規定する事業のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。

第二条 規則第百十一条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、法第九条の八第二項第十三号に規定する事業のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。